

令和5年安曇野市議会 3月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

議案第 39 号	1
議案第 40 号	2
議案第 41 号	3
議案第 42 号	4
議案第 43 号	5
議案第 44 号	7
議案第 45 号	8

議案第 39 号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行（令和 5 年 5 月予定）に伴い、移動端末設備用電子証明書（スマートフォンに搭載される電子証明書）を使用してコンビニ交付サービスから印鑑登録証明書が交付できるように、改正を行うものです。

改正の内容ですが、第 13 条の 3 に、根拠となる条項を加えます。

また、個人番号カードに限定していた表現を削除し、個人番号カード用、移動端末設備用、どちらの電子証明書も使用できるようにします。

本改正は、法の施行の日から施行します。

説明は以上です。

議案第 40 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども子育て支援法等が一部改正され、関連する市の「安曇野市子ども・子育て会議条例」、「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「安曇野市立認定こども園条例」について、条項ずれ等の整理が必要になったことから、一括して一部改正を行うものです。

また「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の第 26 条、懲戒権関係の規定の削除は、民法及び児童福祉法から懲戒権に関する規定が削除されたことに伴う、国の基準府令の改正によるものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 41 号

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」等により、国の放課後児童健全育成事業の基準省令が改正されることから、市の基準条例について改正を行うものです。

本条例改正は、放課後児童健全育成事業者の、「安全計画」の策定を始めとする「児童の安全確保」について、運営基準として位置付けるものです。

条例案の第 7 条の 2 第 1 項から第 4 項は、事業者が、設備の安全点検など、事業所の安全計画を策定することについて義務付けるものです。また、計画の周知や、必要な研修等の実施など計画の運用についても義務付けます。

第 7 条の 3 は、事業者が利用児童の移動のために自動車を運行するとき、乗車及び降車時に利用児童の所在を確認することを義務付けるものです。

第 13 条の 2 第 1 項から第 3 項は、事業者が、感染症や非常災害発生時の、業務継続計画を策定することについて定めるものです。また、計画の周知や、必要な研修の実施など計画の運用についても定めます。

第 14 条第 2 項は、事業者が、感染症及び食中毒の予防やまん延防止のために、講ずる措置について、事業所の職員にまん延防止等に向けた定期的な研修や訓練を実施することを具体的に定めたものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 42 号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」等により、市が認可する家庭的保育事業等の基準を定めた条例の改正を行うものです。

主な改正内容です。

第 7 条に追加する第 7 条の 2 第 1 項から第 4 項は、ここ最近の保育施設での重大事故が繰り返し発生している状況を踏まえ、児童の安全確保に関する安全計画の策定や定期的な計画の見直し等を義務付けるものです。

同第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項は、令和 4 年 9 月に静岡県で発生した、認定こども園における児童の送迎バスへの置き去り事案を受け、バス送迎時の安全管理の徹底に取り組むことを義務化するものです。

第 13 条は、児童虐待防止を図るため、施設の長等による懲戒権を定めた児童福祉法の規定が削除されたことを受け、基準省令等も（児童等に対する）懲戒の権限濫用を禁止する条項が削除されたことから、本条例においても削除するものです。

第 14 条第 2 項は、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のために事業者が講ずる措置として、職員に対する研修や訓練を定期的実施することを努力義務化するものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 43 号

令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,600 万円を追加し、462 億 1,600 万円とします。

国の事業方針により、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種期間が 1 年間延長されたことによる経費及びマイナポイント取得対策として、マイナポイントの申込み期限が 3 ヶ月延長されたことによる取得支援に係る経費について、追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、5 億 6,588 万 7 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」（3 億 3,364 万 9 千円）の計上です。

2 項 国庫補助金で、「個人番号カード交付事務費補助金」（277 万 2 千円）、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」（2 億 2,946 万 6 千円）の増額です。

21 款 諸収入は、11 万 3 千円の増額です。

5 項 雑入で、「新型コロナウイルスワクチン市外接種委託金」の計上です。

これは、市外の方が、市の集団接種会場で接種した場合、長野県国保連合会から接種委託料として支払われるものです。

以上が歳入の概要です。

次に、3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

2 款 総務費は、277 万 2 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、マイナポイントの申込み期限が令和 5 年 2 月 28 日から 5 月 31 日まで延長となったことから予約申込支援業務費用として、全額「電算管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、5 億 6,322 万 8 千円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の実施期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日まで延長となったことから追加接種業務費用として全額「ワクチン予防接種事業」の増額です。

以上が歳出の概要です。

説明は以上です。

議案第 44 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷農林漁業体験実習館及び安曇野市三郷室山研修施設）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市三郷農林漁業体験実習館及び安曇野市三郷室山研修施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 6524 番地 1

株式会社 ファインビュー室山

代表取締役 堀内 健司（ほりうち けんじ）

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後もきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き株式会社 ファインビュー室山を指定管理者として指定するものです。

説明は以上です。

議案第 45 号

公の施設の指定管理者の指定について（ほりで一ゆ～四季の郷及び周辺施設）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

ほりで一ゆ～四季の郷及び周辺施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市堀金烏川 11 番地 1

株式会社 ほりで一ゆ一

代表取締役 小平 博章（こだいら ひろあき）

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後もきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き株式会社 ほりで一ゆ～を指定管理者として指定するものです。

説明は以上です。